

学校法人国際基督教大学寄附行為

文部省認可	昭和28年3月23日	登記	昭和28年10月1日
改正	昭和30年10月13日	改正	昭和39年1月21日
改正	昭和45年9月16日	改正	昭和52年10月18日
改正	昭和55年6月3日	改正	昭和58年1月6日
改正	昭和62年3月18日	改正	平成2年12月21日
改正	平成5年8月31日	改正	平成10年12月22日
改正	平成13年8月7日	改正	平成17年3月31日
改正	平成20年2月27日	改正	平成22年2月24日
改正	平成26年8月28日	改正	平成29年2月22日
改正	平成29年8月10日	改正	平成30年5月30日
改正	令和2年2月26日	改正	令和2年3月26日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 役員及び理事会
- 第4章 評議員会及び評議員
- 第5章 名誉評議員
- 第6章 資産及び会計
- 第7章 解散
- 第8章 寄附行為の変更
- 第9章 補則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人国際基督教大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都三鷹市大沢三丁目10番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、基督教の精神に基づき、「人権に関する世界宣言」の理想に則り、国際的協力の下に、大学その他の学校及びこれに附属する研究施設を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 国際基督教大学（以下単に大学という。）

大学院 比較文化研究科，アーツ・サイエンス研究科

教養学部 アーツ・サイエンス学科

(2) 国際基督教大学高等学校（以下単に高校という。）

全日制の課程普通科

（収益事業）

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

電気業

第3章 役員及び理事会

（役員）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上17人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。理事長の任期は理事在任期間とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。但し、第6条第2項に基づき指名された理事は、この法人を代表することができる。

第6条 理事（理事長を除く。）のうち3人以内を常務理事とし、理事の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。常務理事の任期は理事在任期間とする。

2 理事のうちから、理事長が推薦の上あらかじめ理事会において指名された者は、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に従い、この法人の業務を分担する。

（理事会）

第7条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

第8条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2 理事会は、8月を除き毎月1回定期理事会を開催する。その他、理事長が必要と認めた場合、臨時理事会を開催する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 理事長は、5人以上の理事から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、20日以内に理事会を招集する。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

8 前項及び第11条第4項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事長は、理事会の議を経て、第2項の開期を変更することができる。

- 10 理事会は、理事の5分の3以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、第13項の規定による除斥のため5分の3以上に達しないときは、この限りではない。
- 11 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 第10項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって他の理事に議決権を委任した者は、出席者とみなす。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 14 理事会に、各種委員会を置く。各委員会の構成、職責等については、理事会が別にこれを定める。

(業務の決定の委任)

第8条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第8条の3 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した理事1人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事の選任)

第9条 理事となるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国際基督教大学の学長（以下単に学長という。） 1人
- (2) 国際基督教大学高等学校の校長（以下単に校長という。） 1人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 4人以上8人以内
- (4) 理事会において選任された者 4人以上7人以内

2 理事の選任は、次の条件によらなければならない。

- (1) 基督教会、この法人の設置する学校の卒業生及び学識経験のある者の中から、すべてこの法人の目的達成に適当な基督者を選任すること。但し、この法人の設置する学校の卒業生の中から選任する場合においては、理事会の議を経て基督者に係る例外を認めることができる。
- (2) 少なくとも3分の2は、日本国民であること。

(業務決定の特例)

第10条 次の事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 学長及び副学長の任免に関する事項
- (2) 校長の任免に関する事項
- (3) 予算及び事業計画
- (4) 事業に関する中期的な計画
- (5) 借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項
- (6) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

- (7) 寄附行為の変更
 - (8) 寄附金品の募集
 - (9) 合併
 - (10) 解散
 - (11) 収益事業に関する重要事項
 - (12) その他、理事長において重要と認める事項
- 2 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分については、理事総数の4分の3以上の議決がなければならない。

(監事の選任及び職務)

- 第 11 条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に規定する職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は、3年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 この寄附行為の規定に基づく地位によって選任された役員が、その地位を退いた時は、役員職を失うものとする。
- 3 役員は、再任されることできる。

4 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の新補充）

第12条の2 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第14条 この法人に、評議員会を置く。

第15条 評議員会は、44人以上52人以内の評議員をもって、組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

4 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

5 評議員会に議長及び副議長を置く。議長及び副議長は評議員のうちから、評議員会において互選し、その任期を3年（評議員在任期間を限度とする。）とする。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。但し、第9項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

8 第6項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって他の評議員に議決権を委任した者は、出席者とみなす。

9 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

10 評議員会に各種委員会を置くことができる。委員会の設置、機構等については、評議員会において定める。

第16条 評議員会は、毎年2月・5月に定期評議員会を開く。その他、理事長が必要と認めた場合、臨時評議員会を開催する。

2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は評議員会議長及び5人以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合若しくは監事から評議

員会の招集を請求されたとき（第11条第3項第6号に基づく請求の場合を除く。）は、その請求のあった日から20日以内に、臨時評議員会を招集するものとする。

3 理事長は、評議員会議長の同意を得て、第1項の開期を変更することができる。

（議事録）

第16条の2 第8条の3第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから議長が指名した理事」とあるのは、「評議員のうちから議長が指名した評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第17条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 学長及び副学長の任免に関する事項
- (2) 校長の任免に関する事項
- (3) 予算及び事業計画
- (4) 事業に関する中期的な計画
- (5) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産処分に関する事項
- (6) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (7) 寄附行為の変更
- (8) 寄附金品の募集
- (9) 合併
- (10) 解散
- (11) 収益事業に関する重要事項
- (12) その他、理事長において重要と認める事項

（評議員の選任）

第18条 評議員となるものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長 1人
 - (2) 副学長のうちから理事会において選任された者 2人
 - (3) 校長 1人
 - (4) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員、その他の職員を含む。）で理事会において推薦されたもののうちから、職員が選出した者 10人
 - (5) この法人の設置する学校を卒業したもので、年齢25年以上のものの中から、理事会において選任された者 12人
 - (6) 基督教会の代表者、基督教主義教育に関係のある者、アメリカ合衆国に在る日本国際基督教大学財団（以下寄附行為及び関係規定において在米財団という。）に関係ある者及び学識経験のある者の中から理事会において選任された者 18人以上26人以内
- 2 評議員は、すべてこの法人の目的達成に適当な者で、国際的かつ超教派的な配慮をもって人選することとする。
- 3 前項第1号ないし第4号に規定する評議員は、当該各号記載の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第19条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第19条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 名誉評議員

(名誉評議員)

第20条 この法人に、名誉評議員を置くことができる。

2 名誉評議員は、理事会が評議員会に諮ってこれを推挙する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第21条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第22条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産及び運用財産は、私立学校法施行規則第3条第2項の規定による区分に従い別紙財産目録中基本財産及び運用財産の部に、それぞれ記載する財産及び将来基本財産及び運用財産に編入される財産をもって構成する。
- 3 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定のない場合は、理事会において、その区分を定める。

(財産処分制限及び運用)

第23条 基本財産及び運用財産中の不動産並びに積立金は、これを処分し、担保に供し又は消費することはできない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない事由のあるときは、理事総数の4分の3以上の議決を得て、その一部分に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第24条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、この法人の資産から生ずる果実、学費、寄宿舎費、試験料等の収入、その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第24条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第25条の2 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会

において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第25条の3 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算等)

第26条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を、基本財産若しくは運用財産の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。
- 4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第27条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を常に事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第27条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員報酬)

第27条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 27 条の 4 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 ヶ月以内に登記しなければならない。

第7章 解散

(解散)

第28条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 評議員会、在米財団の意見を聴いた上で、理事会における理事総数の4分の3以上の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、評議員会、在米財団の意見を聴いた上で、理事会における理事総数の4分の3以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第29条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会、在米財団の意見を聴いた上で、解散のときにおける理事会において出席した理事の4分の3以上の議決によって選定された他の学校法人に帰属する。

(合併)

第29条の2 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 30 条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会に諮り、出席理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行細則に定める届出事項については、前項にかかわらず、出席理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届けなければならない。
- 3 前 2 項の場合は、会議 1 ヶ月以上前に議案を示して、会議を招集しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 4 第 1 項の認可及び第 2 項の届出を行うにあたり、手続上、寄附行為の変更に当たらない文言等の軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長においてこれを行うことができる。

第 9 章 補則

(責任の免除)

第30条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第30条の3 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金30万円以上であらかじ

め定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(書類及び帳簿の備付け)

第30条の4 この法人は、第27条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、国際基督教大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第32条 この寄附行為の施行上必要な細則は、理事会が別にこれを定める。

付 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和62年3月18日）から施行する。
- 2 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。
- 3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年8月31日）から施行する。但し、変更後の第5条第1項第1号及び第9条第1項第4号、第5号の規定は、平成6年5月30日から施行する。
- 4 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。但し、この改正規定施行の際現に評議員に就任している者については、改正後の規定により評議員に就任しているものとみなす。
- 5 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月7日）から施行する。但し、第9条第1項第4号の理事定数については、平成14年5月30日まで8人とする。
- 6 平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 7 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年8月28日）から施行する。
- 10 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 11 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月10日）から施行する。
- 12 この寄附行為は、平成30年5月30日から施行する。
- 13 この寄附行為は、令和2年2月26日から施行する。
- 14 令和2年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。